

国民年金保険料は 口座振替(早割)がお得です

国民年金保険料は、通常の口座振替の場合、納付対象月の翌月末が保険料の納付期限ですが、申出により当月末に口座振替を行う場合は、50円割引となります。

当月末振替(早割)への変更手続き

既に毎月納付(翌月末振替)で納付しているかたが、割引のある毎月納付(当月末納付)の口座振替方法へ変更する場合は、「国民年金保険料口座振替(変更)申出書」に記入のうえ、金融機関の窓口(もしくは社会保険事務所)へ提出してください。

なお、「国民年金保険料口座振替(変更)申出書」につきましては、役場保険年金担当窓口、社会保険事務所のほか、金融機関に置いてあります。

初回振替時の取扱いについて

毎月納付(当月末振替)申出者の初回の振替につきましては、原則2か月分の国民年金保険料を振替させていただきます。

当月末振替の開始月	前月までの保険料納付方法	当月末振替の開始月に振替になる保険料
6月	口座振替(毎月納付「翌月末振替」)	5月分 13,860円 + 6月分 13,810円
6月	現金納付(5月分は5月中に納付済)	6月分 13,810円

振替不能時の取扱いについて

毎月納付(当月末納付)につきまして、当月末日に口座振替ができなかった場合については、翌月末日に定額の国民年金保険料で再振替を行います。

振替月	振替になる保険料	振替結果	備考
6月末	6月分 13,810円	6月分×	残高不足で振替不能
7月末	6月分 13,860円 7月分 13,810円	6月分× 7月分×	残高不足で振替不能
8月末	7月分 13,860円 8月分 13,810円	7月分 8月分	6月分は納付書を送付



「いつてもきます」の
その前に

羽島郡広域連合
☎388-1195

新緑がまぶしく、さわやかな季節となりました。そして待ちに待った行楽シーズンの到来です。家族揃っての外出は楽しいものです。

外出する前のあわただしさから、「つかり火元チェックを忘れてしまった!」という経験をされたことはないでしょうか。

火元のチェックを忘れると、外出先でもそのことが気にかかり、せっかくなの楽しい気分が台無しです。

最悪の場合、火事になってしまいます。留守宅からの火災は、発見が遅れがちになるため、大きな火災になりやすく、隣家に延焼する危険も高くなります。

そこで、おでかけの前には必ず次のことをチェックしましょう。

- 1 ガス器具は元栓を締めてありますか。
 - 2 電気器具のコンセントは抜いてありますか。
 - 3 タバコの後始末はしてありますか。
 - 4 家の周りに燃えやすい物が置いていませんか。
 - 5 お年寄りや子どもを残して出かけるときには、万一の事を考えて隣へ一言お願いしておきましょう。
- 安心して外出できるように、日ごろから火元チェックをしましょう。

